

富岡市児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、富岡市内の児童養護施設、ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居をいう。以下同じ。）又は里親家庭における養育（以下「社会的養護」という。）の終了後、実親家庭等への復帰が見込めず、自立生活を始める者に対して、予算の範囲内において第4条で定める自動車運転免許の取得を支援（以下「免許取得支援」という。）し、社会での自立及び活動等の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 免許取得支援を受けることができる者は、当該年度に富岡市内において社会的養護を受けている者のうち、当該年度に社会的養護の終了が予定され、かつ、就職又は進学を希望しているものであり、赤い羽根共同募金及び上毛新聞厚生福祉事業団愛の募金並びにその他募金等（以下「募金等」という。）の助成のみでは、自動車運転免許の取得費用の捻出が困難な状況にあると児童養護施設、ファミリーホーム又は里親家庭の代表者が認めた者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(対象となる免許の種類)

第3条 免許取得支援の対象となる免許の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通自動車第一種運転免許（MT）
- (2) 普通自動車第一種運転免許（AT）
- (3) 準中型自動車第一種運転免許（MT）

(事業の内容)

第4条 自動車教習所における自動車運転免許の取得に要する費用から、募金等による助成額を除いた金額（以下「免許取得支援金」という。）を負担するものとする。

(支援回数)

第5条 免許取得支援の回数は、対象者1人につき1回限りとする。

(申請及び決定)

第6条 免許取得支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援申請書（様式第1号）に募金等の助成額が分かる書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、申請書を受理した日から2週間以内に、児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）又は児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(自動車教習所の指定)

第7条 免許取得支援は、児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援自動車教習所指定通知書（様式第4号）により、あらかじめ市長が指定した自動車教習所（以下「指定自

動車教習所」という。)において実施するものとする。

(自動車教習所入所申込)

第8条 第6条第2項の規定により決定通知を受けた者は、指定自動車教習所に決定通知書の写しを添付して、自動車教習所入所申込書(以下「入所申込書」という。)を提出するものとする。

(自動車教習所の変更の制限)

第9条 入所申込書を提出した者(以下「教習生」という。)は、指定自動車教習所において免許取得まで教習を受けるものとし、途中で自動車教習所を変更することができないものとする。

(校則等の遵守)

第10条 教習生は、通学する高等学校等の校則等を遵守するものとする。

2 教習生が前項の規定に反した場合は、当該教習生に対する教習を中断又は中止するものとする。

(教習の修了報告)

第11条 教習生は、自動車運転免許に係る所定の教習が修了したとき、速やかに卒業証明書の写しを市長に提出するものとする。

(免許取得支援金の請求及び支払)

第12条 指定自動車教習所は、請求書に教習生から提出された入所申込書の写しを添付して、免許取得支援金を市長に請求するものとする。

2 指定自動車教習所は、前項の免許取得支援金の受納後において、自動車運転免許の取得に要する費用に差額が生じた場合は、差額分の教習内容等が分かる書類を添付して、増額となったときは免許取得支援金を市長に請求し、減額となったときは免許取得支援金を市に返還するものとする。

3 市長は、請求書を受理した日から30日以内に、免許取得支援金を支払わなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援申請書

年 月 日

富岡市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

免許取得支援を受けたいので、富岡市児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。また、申請内容について、指定自動車教習所に提供することに同意します。

施設等の種類	<input type="checkbox"/> 児童養護施設	<input type="checkbox"/> ファミリーホーム	<input type="checkbox"/> 里親家庭
学 校 名		学 年	
生 年 月 日	年	月	日
進 路 希 望	<input type="checkbox"/> 就職希望	・	<input type="checkbox"/> 進学希望
希望する 自動車教習所			
取得を希望する 自動車運転免許	<input type="checkbox"/> 普通自動車第一種運転免許 (MT)	<input type="checkbox"/> 普通自動車第一種運転免許 (AT)	
	<input type="checkbox"/> 準中型自動車第一種運転免許 (MT)		
免許取得目的			
募金等助成の有無	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無
上記申請者が自動車運転免許取得の支援対象者であることを認める。			
施設名			
所在地			
代表者			
(印)			

※「施設等の種類」、「進路希望」、「取得を希望する自動車運転免許」、「募金等助成の有無」欄は、該当する□にチェック (☑) してください。

※「免許取得目的」欄は、自動車運転免許を必要とする具体的な理由及び準中型自動車第一種運転免許 (MT) を選択した場合は、その理由についても記入してください。

※募金等助成が「有」の場合は、赤い羽根共同募金及び上毛新聞厚生福祉事業団愛の募金並びにその他募金等の助成額が分かる書類の写しを添付してください。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

富岡市長



児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援決定通知書

年 月 日付で申請のあった免許取得支援について、富岡市児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 免許取得支援金

自動車教習所における自動車運転免許の取得に要する費用から、募金等による助成額を除いた金額

2 指定自動車教習所

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

富岡市長



児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援却下通知書

年 月 日付で申請のあった免許取得支援について、富岡市児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり却下したので通知します。

(却下理由)

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

富岡市長



児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援自動車教習所指定通知書

貴社を富岡市児童養護施設退所者等自動車運転免許取得支援事業実施要綱第7条の規定による指定自動車教習所として決定したので通知します。